

自家用水道の水質検査頻度等一覧

令和8年4月1日適用

No.	基準項目名	基準値	毎年度1回目の検査(4~9月)		毎年度2回目の検査(10~翌年3月)*3	省略の可否 *5*9*12	採水場所変更の可否 *11*13			
			施設の新規設置及び水源の変更から							
			3年以内	4年目以降*3						
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	○	○	○	不可	不可			
2	大腸菌	検出されないこと。	○	○	○	不可	不可			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*6	不可			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*6	不可			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	不可	可			
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	不可	可			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5(海水を原水とする場合は除く)	可			
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*7	可			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*7	可			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*7	可			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*7	可			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*7	可			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*7	可			
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	不可	可			
21	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*7	可			
22	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
27	臭素酸	0.01mg/L以下であること。	○	○	○	可*5*10	不可			
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*6	不可			
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*6	不可			
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*6	不可			
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*6	不可			
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	不可			
39	塩化物イオン	200mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
41	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下であること。	○	○*1	○*2*4	可*8	不可			
44	2-メチルイソポルネオール	0.00001mg/L以下であること。	○	○*1	○*2*4	可*8	不可			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。	○	○*1	○*2	可*5	可			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。	○	○	○	不可	不可			
48	pH値	5.8以上8.6以下であること。	○	○	○	不可	不可			
49	味	異常でないこと。	○	○	○	不可	不可			
50	臭気	異常でないこと。	○	○	○	不可	不可			
51	色度	5度以下であること。	○	○	○	不可	不可			
52	濁度	2度以下であること。	○	○	○	不可	不可			
	消毒の残留効果(残留塩素)		○	○	○	不可	不可			

*1 過去3年間の水質検査において、その結果が基準値の10%を超えた場合に限り実施すること。

(項目第20に関しては、令和5~7年度に各1回以上実施した検査結果も「過去3年間の水質検査」に含めることができる。)

*2 過去3年間の水質検査において、その結果が基準値の20%を超えた場合に限り実施すること。

(項目第20に関しては、令和5~7年度に各1回以上実施した検査結果も「過去3年間の水質検査」に含めることができる。)

*3 過去3年間の水質検査において、その結果が基準値の10%未満であった場合については、3年毎に1回検査を実施すること。

*4 毎年度2回目の検査を実施する場合には、繁殖時期を考慮して実施時期を検討すること。

*5 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。

*6 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。

*7 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。

*8 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。

*9 施設の新規設置、水源の変更又は浄水方法の変更があった際は、設置又は変更後3年間の検査結果により検討する。但し、原水並びに水源及び周辺の状況から、明らかに原水の汚染を否定できる科学的根拠がある場合は、省略を行うことができる。

*10 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は除く。

*11 採水場所は給水栓を原則としているが、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓の他、浄水施設の出口等を採水の場所として選定することができる。

*12 水道法施行規則第15条第1項第4号を準用する

*13 水道法施行規則第15条第1項第2号を準用する

なお、年3回以上水質検査を実施する場合は、設置者自ら検査計画を立て、水道法施行規則第15条第1項第3号に準じて検査項目を決定すること。